磐田市スクールバスの運行に関する規則の一部を改正する規則

磐田市スクールバスの運行に関する規則（平成２７年磐田市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「遠距離通学の解消並びに校外での教育活動」を「遠距離通学の解消、校外での教育活動並びに磐田市地域クラブ活動実施要綱（令和６年磐田市教育委員会告示第１２号）（以下「要綱」という。）第１条に規定する地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）」に改める。

第３条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、地域クラブ活動においてスクールバスを使用する場合の運行責任者は、放課後活動課長とする。

第４条第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

⑶　地域クラブ活動

第５条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前条第３号に掲げる事由により使用する場合の使用対象者は、要綱第２条に規定する参加対象者（第１０条において単に「参加対象者」という。）及び引率責任者（第１０条第１項に規定する引率責任者をいう。第８条第３項において同じ。）とする。

第７条第２項中「第４条第２号及び第３号」を「第４条第２号及び第４号」に改め、同条に次の２項を加える。

３　第４条第３号に基づく運行計画及び乗降場所は、運行責任者（第３条第３項に規定する運行責任者をいう。次項、次条第３項、第１０条において同じ。）が運行管理者と協議して別に定める。

４　地域クラブ（地域クラブ活動を実施する団体をいう。以下同じ。）の代表者は、前項の運行計画及び乗降場所について、あらかじめ運行責任者に申請しなければならない。

第８条に次の１項を加える。

３　地域クラブ活動においてスクールバスを使用する場合における第１項の規定による対処は、運行責任者の指示に基づき、引率責任者が行うものとする。

第１１条を第１２条とし、第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（引率責任者による安全管理等）

第１０条　地域クラブの代表者は、スクールバス運行中の参加対象者の安全を確保するため、あらかじめ引率責任者（スクールバスの運行日においてスクールバスに同乗し、引率する者をいう。以下同じ。）を選任し、運行責任者に届け出なければならない。

２　引率責任者は、前項の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守し、乗車する参加対象者の安全管理に関する責任を負うものとする。

⑴　乗降時の安全の確保及び人員の確認に関すること。

⑵　運行中における参加対象者の車内での着席指導その他必要な指導に関すること。

⑶　交通事故等の緊急事態が発生した場合における参加対象者の避難誘導並びに運行責任者及び関係機関への連絡に関すること。

附　則

この規則は、令和９年１月４日から施行する。